

令和7年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月15日（月曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	委員会報告第10号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 3	議案第63号	令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）
日程第 4	議案第64号	令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第6号）
日程第 5		一般質問
日程第 6	発議第5号	豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議
日程第 7		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出 （議会運営委員会）
日程第 8		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

◎欠席議員（1名）

4番 杉 野 好 行 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	山田	良則君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務政策課	長	森	直史君
住民課	長	林谷	一徳君
福祉課	長	鏑木	政洋君
産業課	長	小野	直人君
施設課	長	田中	陽平君
会計管理者		大長根	典子君
農業委員会事務局	長	笠間	一秀君
教育委員会教育課	長	齋藤	学君
総務政策課	参事	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山崎	勝巳君
庶務係	長	三島	佑里奈君

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山崎事務局長。
- 山崎事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4番杉野好行議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番坂口尚示議員及び1番小笠原玄記議員を指名します。

◎ 委員会報告第10号

- 中村議長 日程第2 委員会報告第10号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。
本件について委員長の報告を求めます。
藤田議会運営委員長。
- 藤田議会運営委員長 委員会報告第10号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。
本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。
記。
1、調査事件。
豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議について。
2、調査期日。

令和7年12月9日。

3、調査の経過。

豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議について。

令和7年10月30日及び同年12月9日開催の議員全員協議会において、本町議会の議員定数及び報酬等について特別委員会を設置し調査を行う必要があると決定したことから、豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置の取扱いについて、12月9日に議会運営委員会を開催し協議を行った。

4、調査の結果。

豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議について。

議員発議により「豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議」に関する議案を令和7年第4回定例会2日目の12月15日に提出することとした。

以上です。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第10号は報告済みとします。

◎ 議案第63号

●中村議長 日程第3 議案第63号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第63号、令和7年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

一般会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,010万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ62億3,938万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費において、7目企画費におこめ券贈呈事業767万8,000円を追加。

4款衛生費2項簡易水道費に、水道基本料金を減免するため、簡易水道事業会計補

助金（物価高騰対応分）及び町外水道区域者助成金に、計2,242万4,000円を追加。

次に、歳入につきましては8ページをご覧ください。

10款地方交付税1項地方交付税に451万5,000円を追加。

14款国庫支出金2項国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,558万7,000円を追加。

続きまして、第2条繰越明許費につきましては、4ページの第2表繰越明許費をご覧ください。

表記載の1事業において、翌年度に繰り越して使用できる経費を1,488万8,000円と定め、繰越明許費として追加するものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

（質疑なし）

●中村議長 14款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 おこめ券贈呈事業についてご質問させていただきます。

この事業の詳細については、今朝、予算説明資料が議員に配られておりますので、内容は承知いたしましたけれども、1月中旬に全米販では引き換え金額477円で、全農では引き換え金額480円の臨時券の発行を予定しているといった報道もありますが、この資料には従来どおりの1枚440円で計上されております。

こちらは12月中に従来どおりのおこめ券を購入して、事業を実施していくと考えてよろしいでしょうか。お答え願います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

今、おこめ券につきましては、手数料分を圧縮するような報道がされておりますが、本町としては500円で商品券を購入する予算を計上しております。

実際、全米販やJA全農からおこめ券を購入する際には、それが477円や480円で販売されると報道されておりますことから、状況をみて判断することになりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 1番小笠原議員。

●小笠原議員 臨時券のみ手数料が安くなると私は理解しているのですけれども、そういう場合だと、1月中旬の臨時券を待つという形も一つあるかもしれないのですが、町としてのスタンスは、通常どおりでもいいから、より早く町民に給付したいという考えでよろしいのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 このおこめ券の関係ですが、今、考えているのは、議員のおっしゃったとおり、1月中旬にJA全農や全米販から発行されるおこめ券を対象にして実施するということで考えています。

今回の実施について、年内に予算措置をさせていただいて、実際、期限のついた券でないと対象にならないという話になっていきますから、その券が発行され次第、町で購入して、全世帯に配付させていただくということで、取り進めさせていただきたいと思っています。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4款衛生費2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページの第2表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号

- 中村議長 日程第4 議案第64号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

- 田中施設課長 議案第64号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

別冊の簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容につきまして、4ページ、5ページをお開きください。

5ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に料金システム改修17万9,000円を追加。

次に、4ページ収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益1項営業収益1目給水収益から、水道料金現年度分707万6,000円を減額。

2項営業外収益3目他会計補助金に一般会計補助金(物価高騰対応分)725万5,000円を追加。

次に、1ページに戻りまして、第3条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億2,035万9,000円に改めるものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和7年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

4ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

5ページ、1款簡易水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、1ページに戻っていただきまして、第3条、他会計からの補助金について質問を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●中村議長 日程第5 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順1、5番藤田博規議員、ご登壇願います。

●藤田議員 5番藤田です。

通告に従いまして、2項目について一般質問をいたします。

初めに、二宮報徳館の整備改修と利用促進について伺います。

本年10月の広報において、二宮報徳館がリニューアルされた記事が掲載されておりました。町の文化財を大切に守りながら情報発信を進める姿勢に、町民の1人とし

て大変心強く感じております。

一方、町民の皆さんからは、施設の利用状況、今後の施設整備の方向性が知りたい、また、ホームページを見るだけでは問合せ先が分かりにくいなどの声を聞いております。

また、毎年、全国報徳サミットに参加され、豊頃のPRに努めておられますが、取組が町内外に十分に伝わっていない現状は大変もったいないと感じていることから、次の4点について伺います。

1 番目、二宮報徳館リニューアル後の来館者数、研究利用の状況、問合せ件数など、現状をどのように把握しているか、伺います。

2 番目に、常設展示・特別展示の充実、資料保存・修繕、学習プログラムの導入など、今後、どのような方針で整備を進めるかを伺います。

3 番目に、ホームページの改善、広報やSNSでの発信強化、問合せ窓口の一本化など、利用者に分かりやすい体制づくりを、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

4 番目に、施設運営の一元的な管理のため、館を統括する責任者を明確に置く考えはあるのか。また、条例や要綱の整備を含めた検討状況について伺います。

以上、二宮報徳館がより身近で町民の皆さんが気楽に足を運べる施設となり、豊頃町の歴史と文化を未来へ継承していくことを願い、諸点質問いたします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ご答弁申し上げます。

1 項目目、二宮報徳館の整備改修と利用促進について、1 点目の二宮報徳館のリニューアル後の来館者数、研究利用の状況、問合せ件数など、現状をどのように把握しているかということについてであります。

二宮報徳館のリニューアルにつきましては、令和5年度から計画的に整備を進めております。令和5年度は二宮尊親に関する展示、令和6年度は二宮尊徳（金次郎）に関する展示、令和7年度は二宮報徳館ロビー部分の改修など、この3年間で分かりやすい解説パネルの設置、照明や壁面の造作、トイレの改修などを進めてまいりました。

来館者数につきましては、今年4月から11月末現在までの来館者数が192人、前年度比約7割増となっております。内訳といたしましては、全体の半数が町内からの来館者で103人、十勝管内からの来館者が全体の2割に当たる40人、十勝管外から同じく2割の41人、道外からも8人の方が来館されております。

研究利用の状況については、大津・十勝川学会をはじめ、道内外の大学や自治体の方が来館され、利用されております。

問合せにつきまして、件数等の把握はしておりませんが、教育委員会社会教育係で問合せを受けて、郷土資料調査研究員と調整するなどしながら、利用につなげております。また、直接、二宮報徳館で問合せを受けることもございます。

今年8月から11月までの週3日、午前9時から午後4時までの一般開放日の状況などについては、郷土資料調査研究員から、毎月、利用状況の報告を受けております。

2点目の常設展示・特別展示の充実、資料保存・修繕、学習プログラムの導入など、今後、どのような方針で整備を進めるかについてであります。

二宮報徳館の常設展示につきましては、現存する資料の適切な保存・展示を図ってまいります。また、特別展示につきましては、貴重な資料や歴史的記念日など、適宜、適切に捉えて、今後、実施に向けて検討してまいります。

資料の保存・修繕につきましては、二宮報徳館の役割として、資料の閲覧を希望する研究者に対する古文書の解説等の対応など、学術的・教育的な研究利用、あるいは学習・研修の場としての機会も兼ねており、来館者の対応だけではなく、幅広い用途に対応する施設であることを踏まえ、貴重な物については、学芸員等の専門的な知見を活用しながら、資料の保存・修繕を進めていかなければならないと考えております。

学習プログラムの導入につきましては、まず、子どもたちにしっかりと伝える体制を整えることが重要であると考えております。そのため、義務教育9年間で目指す子ども像に報徳のおしえを位置づけ、各学年で取り組む報徳の教えの学習プログラム、指導案、学習記録をデータベース化し、蓄積・共有する仕組みが必要と考えております。

今後の整備方針についてであります。本年度、冬季間には来館者が土足で利用できるよう、入り口部分の段差を解消する予定であります。

また、車椅子で利用がしやすいように、スロープの設置や展示スペース等を確保するための廊下部分の固定棚の撤去を実施することとなっております。

また、来年度は快適に学習できる施設配置を工夫し、授業や研修、自主的な研究グループの活動をサポートする機能整備を進めるほか、入植当時の興復社事務所周辺の様子や、移住者の出身地に関する内容を掲載したパネルの設置、冬季間の来館者が快適に見学・研修・研究が行えるよう、暖房機器の整備等の改修について検討しております。

また、来年度以降につきましても、第5次豊頃町まちづくり総合計画に基づき、二宮報徳館の展示内容の補完・整備を進めてまいります。

3点目のホームページの改善、広報のSNSでの発信強化、問合せ窓口の一本化な

ど、利用者に分かりやすい体制づくりを、今後、どのような方針で整備するかのお尋ねであります。

本町のホームページ内における二宮報徳館の周知情報については、更新頻度が低く、施設の魅力を発信できるものになっていない現状であります。来館者の利便性向上と情報発信力の強化を図るため、ホームページの見やすさの向上と情報更新の充実に努めてまいります。

今後については、利用案内や展示内容のPRのほか、テーマ別に分かりやすく配置するサイト構成の整理や、現状の閲覧がほぼスマートフォンであることから、異なる画面サイズに適応させるなどの最適化を検討しております。

また、企画展や館内の様子、資料の紹介などの掲載や、現代の情報環境に適応し、報徳のおしえや地域の歴史文化を伝えるため、SNSを活用した資料紹介等の発信強化についても検討する必要があると認識しております。

これらのことを段階的、計画的に実施することで、二宮報徳館の可視化、利用者の増加、学習・研究・交流の活性化につなげてまいります。

4点目の施設運営の一元的な管理のため、館を統括する責任者を明確に置く考えがあるのか、また、条例や要綱の整備を含めた検討状況について伺いますということであります。

二宮報徳館では、現在、豊頃町郷土資料調査研究員による資料整理、館内の施設整備を計画的に実施しております。

ご質問にあります管理体制の明確化につきましては、教育委員会では、現在、二宮報徳館の管理運営に関する規則の整備に向け、今年度、現状の整理と骨子案の作成を進め、館長や職務の分掌、開館日、開館時間、利用者の遵守事項のほか、資料の寄贈、貸出し等についても明記することなど、平成15年4月から施行の豊頃町二宮報徳館条例を補完する形で、来館者や紹介者、寄贈者への適切な対応を図り、運営の明確化と取扱いの透明化を進めるよう、検討していきたいと思っております。

以上であります。よろしくお願いたします。

●中村議長 5番藤田議員。

●藤田議員 ありがとうございます。

1項目ずつ改めてご質問させていただきます。

1点目に、来館者数が増えているということですが、リニューアルをもつての状況かなと思っております。

今後は、町民の皆様にもっと分かりやすく知らせることによって、もっと身近な報徳館になるのではないかなと思っております。その辺について、今後、どのように進めるのか、お聞きしたいと思います。

また、研究員が常駐というか、週に何回か来られておるかと思うのですが、もう少し連携を取りまして、来館者数の把握とともに、親切な、もっと分かりやすい説明をするべきかと思うのですが、その辺についてどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいまのご質問、町民への分かりやすい施設案内についてのご質問だったかなと思いますが、教育委員会には各種団体がございます。生涯教室でありますとか、文化団体など、様々な団体がございますので、その中で施設のPRをしていきたいと思っております。

二宮報徳館がリニューアルされたことについても、機会を捉えて、また、先ほども触れましたように、ホームページ等の見やすさ、更新の頻度を上げていくことについても進めていくという回答をさせていただいておりますので、その部分についても進めていきたいと思っております。

また、調査員との連携については、様々な形で行き来をしながら、情報交換をさせていただいておりますので、今後もより深い情報交換を進めていけたらと思いますが、私どもの考えについても十分お伝えしながら、連携を取って進めていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 情報発信について、改めてお聞きしたいと思います。

今、よくSNSとか何かで発信されているかと思いますが、その利用頻度が高くなっていると思うのですが、今後、そういうメディアを利用した形の情報発信、またはホームページでも、なかなか来館したいのだけれども、そこに行くにはどこに問い合わせたらいいか、地元には牛首別報徳会というのがあるのですが、そこにもたまには問合せが来ると。しかし、なかなか対応ができないということで、その辺の発信の仕方、窓口がはっきり分かるような形の情報発信も必要ではないかなと思うのですが、その辺について、どのように考えているか伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ご答弁申し上げます。

先ほど答弁させていただいた内容と重複いたしますけれども、今、施設の規則を整備するというところで進めております。

規則の整備というのは、運営管理の規則のことですけれども、その中で様々なことを調整しながら、例えば問合せにどう答えるか、あるいは資料の寄贈に対してどう対応するか、それらを含めて、今、調整しておりますので、そういうものを整備しながら

ら、リニューアルした内容についてお伝えしながら、その後、補完する形で様々な情報発信ということになろうかなと思いますので、まずは、その規則の整備を、改修の内容も含めて、調査員と規則の内容についてすり合わせながら、対応していきたいと思います。

まずは、段階的に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 今、その前段階の規則などを整備するというお話でしたけれども、では、その辺の進める段階について、いつ頃、どのような形で進めていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 今年度中に、大体の草案は出来ているのですが、調査研究員、あるいは文化財保護審議会という組織にお諮りしながら、内容について詰めていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 先ほどの教育長の答弁の中で、冬期間も一般開放するような発言がありましたけれども、ということは、年間を通して一般開放するという考え方でおられるのか、改めてお伺いします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ゆくゆくは1年を通して一般開放できればと思いますが、まずは段階を踏んで、それらのニーズ、あるいは町民の方とか、問合せを頂いた方についても、今までも、冬期間であっても見ていただいているということもございますので、一般開放に向けては、先ほど暖房の整備もございましたが、様々なことを調査・研究して、本当に冬場の一般開放に向けて問題ないのかどうかを含め、今、規則も含めて整備をしていかなければならないと思います。

いつからというのは、まだ確定していませんけれども、ゆくゆくは冬期間も一般開放に向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 豊頃町には、歴史資料を集めたものを展示して、皆さんにお知らせする施設があまりありません。その中で、これは一つの観光資源ではないかなと思っています。

興味のある方が豊頃町に来て歴史を学ぶことによって、豊頃町を皆さんに知ってもらうということであれば、年間を通した一般開放というものも大事ではないかなと思うのですが、まだなかなか整備がされていないということですが、いつ頃を目

指しながら進めているのか、改めてお聞きします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 今の段階でははっきりしたことを申し上げられません。様々な、先ほどお話ししたように、文化財保護審議会という組織に諮りながら、ご意見を頂きながら、町とも十分に協議しながら、観光施設ということになれば、またそれ相応の対応が必要になると思いますので、それらを含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 改めてご質問いたします。

二宮報徳館につきましては、これまでも資料の説明の充実に尽力されているところであります。今後も引き続き内容の充実を図られていくことを期待しております。

また、町民をはじめ、多くの皆様に身近に感じていただける施設とするためには、先ほど申しましたように、年間を通じた一般開放も必要かなと思いますし、今後ともそれにつきまして進めていただきたいなと思っています。

また、二宮報徳館の整備が進んでいく過程で、今後の町づくりや交流の場の在り方を考える上では、もっと有効な活用の仕方を検討すべきだと思います。

例えば全国報徳サミット等を誘致しながら、豊頃町の歴史を知ってもらう。また、それを発信することによって、いろいろな面で全国的に知らせることができるのかなと思いますけれども、その辺につきまして、どのように考えているのか、教育長にお伺いします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 全国報徳サミットについてでありますけれども、ゆくゆくは豊頃町で開催できるようにということで、そういうことから令和5年度から整備を進めてきたということでありますので、その辺はご理解頂ければと思います。

また、今後とも、いずれ開催されるであろう全国報徳サミットに向けて、施設の充実について取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 ありがとうございます。

今、教育長にいろいろな形で、二宮報徳館の充実とともに、報徳サミットのことについてもお話がありました。

ここで、通告はしておりませんが、今の話について町長の所見をお伺いしたいと思うのですが、議長、通告外の町長に答弁を願ひたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●中村議長 町長。

●按田町長 藤田議員からお話がありました、今回の二宮報徳館の改修と利用促進ということですが、私からも一言お話をしたいと思います。

施設の所管は教育委員会となっておりますから、先ほど教育長から答弁ありましたとおり、今後についての考え方、施設の運営等は、言われたとおりなのかなと思っています。

今まで予算をしっかりと二宮報徳館の整備に回させていただきながら、また、議員の皆様にも所管事務調査をしていただきながら、頂いた意見を反映するようなことで、今年もまた整備を推進させていただいております。

報徳のおしえは全町的に行われているものですし、また、牛首別報徳会という素晴らしい団体もおります。

二宮尊親、この入植の歴史というものをしっかりと大事にしていかなければならないところでもございますし、また、毎年、全国報徳サミットに参加させていただき、改めてというか、行くたびに我が町の報徳のおしえの推進は、構成されている各自治体にも負けなくらい、逆に、素晴らしく進んでいるなど感じております。

そういった部分もありまして、一度、平成27年の町制施行50年のときに、報徳サミットを豊頃町で開催させていただいたわけではありますが、やはり、構成されている町で北海道内は豊頃町しかないものですから、そういった意味でも、ぜひ豊頃町というお話も聞いています。

そういったことを考えると、当時も報徳館ですとか、あと、二宮構造改善センターに収蔵されている資料ですとか、ご霊場ですとか、あと、報徳二宮神社というところも回っていただいて、来られた人に見ていただいているのですが、しっかりとこれまでの物をそこに収めて、大事に使っているところを、ぜひ全国の皆様に見ていただきたいと思っていますし、町からも関連するところに視察ですとか、たくさん行っていただきながら、町民の方にもその意義ですとか、そういったものをしっかりと理解していただくようなことも、これまでも行っております。

そういったことを含めましても、これからしっかりと、学校からきちんとしたプログラム、先ほど教育長からもありましたけれども、そういったところをしっかりと積み重ねながら、大切にしていきたいと思っていますし、これが我が町の町づくりの根幹であるところをしっかりと外にアピールする意味でも、町一丸となって、今、やっていること、これからやることを情報発信していかなければ駄目だと思っています。

通年の開館も含めて、これから教育委員会と方向性を定めながら、話し合いを深めていきたいと思っていますので、その辺をご理解頂くよう、よろしく願いいたし

ます。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町長、ありがとうございました。

全国報徳サミットの誘致につきましては、ぜひご検討願えればと思います。

次の項目に進みたいと思います。

豊頃町文化財の保存・活用と教育的活用について伺います。

本町は、十勝開拓発祥の地・大津をはじめ、町内全域が十勝の開拓と発展の歴史そのものであります。現在、豊頃の歴史を知り、見学できる施設としては、える夢館（歴史の森）及び二宮報徳館の2施設が中心であり、地域の歴史を学ぶ重要な拠点であると同時に、町民の生涯学習、学校教育、そして、観光資源としての可能性も有しています。

また、本年9月の二宮神社奉納舞をもって、長き伝統を受け継いできた二宮獅子舞が一区切りを迎えたと伺っております。

今後の保存・記録化の在り方も問われていることから、次の点について伺います。

1番目に、小中学生・学校関係者・文化団体・町民の施設利用状況について伺います。

2番目に、教育委員会による資料作成・資料提供の取組状況について伺います。

3番目に、大津地区の歴史資料の保管・整理・活用状況及び今後の活用について伺います。

4番目に、二宮獅子舞の文化財としての位置づけと、今後の保存について伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ご答弁申し上げます。

2項目目、豊頃町文化財の保存・活用と教育的活用について。

1点目の小中学生・学校関係者・文化団体・町民の施設利用の状況についてですが、文化財の保存は未来世代への地域の記録の伝承であり、公共的な責務であります。

教育委員会では、町内小中学校と連携し、施設展示の見学や歴史資料を使った授業づくりを支援しております。毎年、小学校の授業において報徳館を活用し、社会科や総合的な学習の時間などで見学学習が行われております。

また、今年度は町教育研究所主催で、町内小中学校教職員を対象に、報徳のおしえに関する研修会が9月に開催され、約40名の教職員が参加をしたところであります。

このように、学校教育のカリキュラムや社会教育事業として、地域の歴史や文化を

学ぶ重要性や意義を再確認するよう、取り組んでおります。

今後とも、地域・学校・報徳館のつながりをより一層強め、一過性の見学ではなく、持続的な学びや地域づくりにつながる教育的活動となるよう、取り組んでまいります。

2点目の教育委員会による資料作成・資料提供の取組状況についてであります。

教育委員会では、文化財や地域の歴史に関する学習を支援するため、学習指導要領や学校現場のニーズに沿った形で、これまでも分かりやすい説明資料を作成しているほか、社会科副読本の作成に資料提供を行うなど、これら資料の作成・提供を通して、児童生徒の学習活動に対する支援を行ってきたところであります。

また、昨年度は児童生徒が地域に親しみを持てるよう、本町に地域おこし協力隊として来町された東京学芸大学の学生にも参加を頂き、子ども報徳訓のリーフレットの更新を行っております。

報徳のおしえが日常生活や地域づくりに活かせるよう、小中学校の授業、総合的な学習の時間、郷土学習など幅広く活用を頂いております。

3点目の大津地区の歴史資料の保存・整理・活用状況及び今後の活用についてであります。

本町では、大津資料館や大津地区の住民の方から寄贈された資料について、える夢館内の歴史の森と二宮報徳館に保管している状況であります。

寄贈された当時、25年ほど前は、旧礼文内小学校で保管されておりましたが、旧礼文内小学校解体に伴い、現在の場所に文化財資料として移動、保管されております。

今後については、保管場所の一元化も含めて検討し、適切な保存環境を確保しながら、保管、活用を進めてまいります。

また、平成14年2月に発足した大津・十勝川学会は、設立の目的が十勝開拓の起点となった大津の歴史や風土を調査し、大津を河口とする十勝川流域の歴史的経過などを総合的に調査・研究し、郷土の発展に資することとなっており、町教育委員会で事務局を支援しております。この会の資料収集と研究にも生かされております。

資料の整理状況については、寄贈を受けた後、二宮報徳館に移動する際に、資料の分類・整理、登録簿の作成、写真撮影による記録化がされており、今後については、これらの記録簿と、現在、保管している文化財資料の再点検を行い、新たな活用につなげていきたいと考えております。

今後とも、文化財資料の適切な保存と整理に努め、計画的な収蔵環境の改善と整理作業を進め、地域の貴重な資料を将来にわたって確実に継承できるよう、取り組んでまいります。

4点目、二宮獅子舞神楽の文化財としての位置づけと、今後の保存方針についてであります。

二宮獅子舞神楽は、地域に古くから伝承されてきた民族芸能であり、豊頃町文化財保護条例に基づき、昭和54年9月21日に町指定文化財に指定されております。

長年にわたり地域に受け継がれてきた伝統芸能であり、二宮の歴史、信仰、生活と深く結びついており、文化の継承に欠かせない地域固有の文化的価値を持つものと認識しております。

町教育委員会では、これまでに二宮郷土芸能保存会の活動支援、衣装や道具の維持・管理に係る支援、映像記録の作成、後継者育成や伝統芸能に触れる機会の創出など、保護・継承活動に様々な形で支援をしてきたところであります。

世代を超えて受け継がれてきた獅子舞神楽ではありますが、先ほどありましたように、今年9月21日に執り行われました報徳二宮神社秋季例祭の披露を最後に、活動を終えることとなり、非常に残念であります。

また一方、少子高齢化や働き方・生活様式の変化に伴い、伝承者の減少や高齢化が深刻な課題であると認識しております。

今後につきましては、二宮獅子舞神楽の魅力や伝統を次世代に伝えていくため、伝承体制の再構築に向け、関係機関と連携しながら、持続可能な体制づくりを支援してまいります。

以上であります。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 ありがとうございます。

大津地区の歴史文化の資料について、伺いたいと思います。

現段階では資料保存に努めているということですが、大津地区は漁業や地域文化の独自の歴史を有しており、町全体の歴史を保管する重要な地域であると認識しております。

地域住民との協働も含めて、大津地区資料の体系的整備や展示、学習の活用に向けた具体的な計画を検討していくことが大事だと思いますけれども、今後、どのような形で進めるか、お考えをお聞きしたいと思います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 現時点では、二宮報徳館にある大津に関わる文化財資料の大津地区への移設展示については検討しておりません。

まずは、先ほど申し上げましたように、礼文内から移動、保管している物がどのような状態であるのか、台帳と照らし合わせながら、その辺の確認作業から先に進めなければならないと思っておりますので、まずは現存する物がどれだけあって、どういう

保管状況になっているのかを再点検するという事ではないかなと思っております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 改めて、そのことについてお伺いします。

その前段階があるという話ですけれども、やはり、ある程度の期間を決めながら、いつ頃までに整備するという年次計画的なことがあれば、それも大事かなと思うので、すけれども、いつ頃までにその整備を進めるのか、お伺いします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 いつ頃までというお答えは、今、できかねる状況であります。

まずは文化財保護審議会にしっかりとお示ししながら、今後の方向性、あるいは地域からの要望等についても伺いながら、検討していくということになりますので、時期については、この場でお示しできるものは持ち合わせておりません。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 大津地区の資料につきましては、以前は私設的な施設の中で展示されていたというもお聞きします。その数も相当な点数があるとお聞きしております。

今後とも、十勝が発展するきっかけは大津だというふうに思っておりますので、その辺の資料等を大事にしながら、多くの展示品を備えるような形で進めていただきたいと思っております。

次に、二宮獅子舞についてお伺いします。

二宮獅子舞は指定文化財として重要であるにもかかわらず、担い手不足から奉納が一区切りとなった現状、地域文化継承の危機と受け止めています。

映像記録や資料整理を進めるとの答弁でしたが、記録保存だけでなく、将来的な復活、継承に向けた見通しや具体的な支援策が必要と考えております。

例えば、学校教育での周知、保存会の後継者育成の支援、体験講座やワークショップの実施など、地域ぐるみで伝承につながる取組を検討してはいかがかと思っておりますけれども、お伺いいたします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 二宮獅子舞神楽の継承、今後、どういうふうに継承していくかにつきましては、実は今年4月に二宮の関係者、神社の関係者、牛首別報徳会の関係者の方、それから、保存会の関係者の方が来られまして、教育委員会との打合せを持っています。

その中で、私どもからは、二宮にも地域にお子さんがたくさんおられますので、そちらのお子さんに呼びかけていただくのが、まずは前提になるかなというお話をさせ

ていただきました。

それから、保存会の体制ですね。現在の二宮獅子舞神楽のメンバーが保存会という形になっておりますが、上の世代も入って、一世代前の方も保存会に加わって、保存会を再結成する中で、次の世代に受け継ぐ体制づくりというか、子どもたちにそれを伝承していく体制づくりを進めていくように。

その中で、教育委員会として、町内に呼びかけるとか、先ほど議員がお話されましたようなことも検討していけるのかなということで、まずは二宮の地域での取組をとということでお話をさせていただいた経過がございますので、そのこともご理解を頂きたいと思います。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 地元の二宮としても、継承が途絶えるのは残念な結果でありました。その背景には、やはり人手不足、後継者不足というのがあるのかなと思っています。

この経過につきましても、活動されている人たちが声をかけても、なかなかそれに応えられないというのが現状かなと思っています。

先ほど教育長が言われたように、前の世代も含めて、地元で声かけをしてもらう。それは大事なことで、そういうふうになれば本当にありがたい話ですけれども、現在の方がなかなかそれをできなかったのも現状だと思います。

これは豊頃の文化財でありますので、それも含めながら、学校関係、また、いろいろな関係者の中で、町民一丸となった中で進めることも大事かなと思うのですけれども、地元のことも考えながら、また、町全体としての取組につきましても、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 先ほども答弁で申し上げましたように、二宮獅子舞神楽は長年にわたって二宮地域で伝承されてきた歴史や信仰、生活と密接に結びついたものということでありますので、繰り返しになりますけれども、まずは二宮の地域でそのことを取り組んでいただく中で、教育委員会としてできることを支援していきたいと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 やはり、それが一番大事かなと思っています。

今後、何かの形で地元ではできない部分につきましては、教育委員会も相談に乗っていただきながら、伝統を継承していくような形で取り組みたいと思っていますので、教育委員会としてもよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 二宮獅子舞神楽は、現在の世代に引き継ぐときも途絶えてしまうのではないかなというように、教育委員会にご相談がございました。

そのときには、1回途絶えても復活できるように記録映像を撮っておくということで、町の教育委員会で記録映像を残したということもございますので、次に引き継いでいく形を支援していくというのは当然ですけれども、地域の中でさらに保存していくというような取組についても合わせてお願いし、また、私どもでできることは支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 私たちが過去の歴史を知るということは、今の町の姿をしっかりと見つめ、これから進む道を考えるためにも、とても大切なことだと思っております。

本町は、十勝開拓の発祥の地・大津をはじめ、町全体の開拓の歴史そのものであり、町民の努力や地域文化の積み重ねが刻まれています。歴史を学ぶことで、町の特徴や課題、そして、可能性をより正しく理解することができます。

今後とも歴史を大切に、未来に向けた取組を期待いたしまして、質問を終わりたいと思っております。教育長に最後のご答弁を頂きたいと思っております。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 二宮の歴史は、先ほど町長もお話をされておりました、本当に町づくりとしても、報徳のおしえを含め、貴重な財産でありますので、今後とも教育委員会として最大限の支援なり、主体的に取り組む部分については主体的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 質問を終わります。

●中村議長 11時20分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

●中村議長 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問、通告順2、1番小笠原玄記議員、ご登壇願います。

小笠原議員。

●小笠原議員 1番小笠原です。

通告に従い、一般質問を1項目行います。

豪雨時の防災対応及び気候変動に対応した排水インフラ整備について質問いたします。

本年9月に発生した本町史上初の線状降水帯による短時間記録的豪雨では、人的被

害はなかったものの、明渠排水の土砂埋塞により、道路や農地の冠水があったほか、林地の地滑りも発生しました。

気候変動に伴い、今後も線状降水帯が発生する可能性があるとの報道されております。

これまでも町内では長時間の多量降雨や局所的なゲリラ豪雨による同じような被害はありましたが、今後、このような短時間の集中型の多量降雨も想定した対応が、補修ですとか、排水インフラ更新の際に必要と考え、以下4点、1点ずつ質問させていただきます。

まず1点目ですが、市街地排水設備の清掃・点検等の維持管理体制の現状と課題を伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のご質問にお答えをいたします。

9月21日の降雨は、北海道で初めての線状降水帯ということで、十勝地方、そして、釧路地方の太平洋沿岸で大きな被害が発生したところです。また、国の激甚災害にも指定されたところです。

本町においても、その後の災害復旧に努めてはいますが、議員がおっしゃるとおり、今後も気象状況の変化から、同様の災害が頻発するというようなことも言われておまして、新たな防災、災害対策及び施設の管理、また、長寿命化に努めていかなければならないと心しているところです。

これらを踏まえて、このご質問であると理解しておりますけれども、市街地の排水施設につきましては、素掘りやU字溝などの道路側溝、道路に敷設されている横断管や縦断管などがありますけれども、町道のパトロール時に変状が見受けられた部分や排水機能が低下している場合は、土砂の除去や清掃、更新などを適宜行っています。

また、近年では土砂堆積や凍害、不動沈下など、経年による管や側溝の破損等が多く見られ、管路の中や雑草などの繁茂により目視しづらい箇所も多く、変状に気づきにくいことも事実です。

担当課ではできる限り見落とすことのないよう、注視しながらパトロールをしておりますが、全てしっかりと把握するのは、本当に難しい状況なのかなという現状です。

なお、本町は地形上、排水施設の勾配が緩やかであるところが多く、土砂堆積・埋塞を防ぐためには、日頃からの維持管理を怠らないことが重要であると考えておりますので、これまでも予算を維持管理経費にしっかりと措置しながら、維持管理に努めているところです。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 点検・清掃については、定期的なパトロールを行って対応しているというのを、今の答弁で伺ったところであります。

今回の線状降水帯の集中的な豪雨で、茂岩の主に末広の市街地になるかなと思いますけれども、一部浸水した箇所があったというふうに私も伺っておりますが、浸水になった原因と言いますか、短時間豪雨で雨水排水のところが性能的に上限を超えてしまって、要は排水がうまく行えなかったのか、それとも、清掃・点検を行ってはいたけれども、短時間の豪雨等で、例えば土砂詰まりが側溝で発生してしまったというような状況だったのか、その発生原因について伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 発生原因は、状況的に考えると、議員がおっしゃったとおり、2点あると思います。

短時間に相当量の雨が降って、山も地滑りを起こしたとか、あと、当然、側溝ののり面も崩落しているような箇所があるという部分の中で、その土砂等が排水設備、側溝ですとかに大分入っているところもあります。

また、計画水量というか、道路に雨水ます等がありますけれども、いわゆる飲みきれないほど多量の雨が降っているところも見受けられ、それが上手から下手に流れてくるということで、やはり下手のほうはどうしても処理し切れない、流し切れず、冠水等々しているところもございます。

場合によっては、道路が崩落したり、その土砂が農地に流れ込んだり、川が越水してしまったりというようなことも見受けられました。

もう本当に、今回の線状降水帯は想定し切れないような雨量が出ていて、これを教訓に、今後、どうするかというところをしっかりと検証しながら、対策・対応を進めていかなければならないかなと思っております。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今の町長の答弁の中に計画水量のお話が出てきましたので、次の質問に関連しますので、移りたいと思います。

2点目の質問になりますが、今後の排水インフラ整備における短時間多量降水を踏まえた雨水排水の設計雨量の見直しと、市街地排水設備への反映について伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 町道の道路の設計は、北海道が策定しております道路事業設計要領を適用させていただきながら、設計時に使用する雨量データについても、5年ごとに更新されているものを使って設計しており、計画交通量や排水の構造、重要度によって降

雨確率年を決定し、設計をさせていただいています。

9月に発生したような1時間に60ミリ以上の雨量を完全に排水する能力のものへと全て更新するのは、実際、簡単なことではありませんけれども、排水設備の更新が必要な場合には、現行基準への適合や機能の向上を図るために、より良い方法を検討、選択して、設計等をしていくことになろうかと思えます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今の答弁で、町道の設計雨量は道の基準に倣っているというお話がありましたけれども、今、我が町の基本的な町道の設計雨量というのは、大体1時間に何ミリ程度を想定して行われているものなのでしょうか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 私からご答弁いたします。

道路を設計する際に使用する降雨強度に、降雨確率年というものがございまして、こちらを町道に採用する場合、3年から10年の確率年、3年に一度の大雨、10年に一度の大雨、このような確率年を採用して道路を設計しております。豊頃町の道路設計の際に使用する観測地点は浦幌、浦幌観測所の数値を使っておりまして、豊頃町で使用している数値、10年確率だと1時間に29ミリ、3年確率だと1時間に22ミリ、ちなみに、200年確率、これは十勝川等を設計する場合に使用するものですが、1時間に47ミリ降雨する設計を使用しております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 大雨後に議会事務局から大雨被害の状況資料を頂きました。その雨量データで見ると、今回の線状降水帯が発生したときの雨量が、豊頃農協前の観測地点でピーク時の1時間の最大雨量が60ミリであったというデータも頂いております。

今の答弁から考えますと、200年確率で47ミリということだったので、恐らく60ミリというと、300年とか、400年とか、もっとすごく長いスパンのものになるのかなと思えます。

ただ、報道で今後もこういう線状降水帯が発生しますよといったことも言われていますので、200年確率、300年確率であったものが、3年、10年の大雨になってくる可能性も今後あるのではないかなと思えます。

そういうところから考えると、先ほど町長も言われていましたけれども、すぐに全部を更新するのは、当然、無理な話と私も思うところではありますが、こういった3年、10年の大雨の確率年をもう少し上げるといえるか、例えばこれを20年、30年に段階的にしていくとか、今後の老朽化等で更新する場合に新たな基準を上げて

いくと言いますか、そういった考えも必要なのではないかと思いますけれども、そちらに関してはどのように考えていますでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど施設課長から答弁があったとおり、200年確率でも47ミリという話で、60ミリ降ると通常では全然足りないことになります。

足りないほどの雨が降っているので、それで被害が起きれば、当然、今回のように激甚指定して災害復旧していくことになるのかなというふうにも考えておりますけれども、ただ、そうならないようにしっかりと対策・対応をしていかなければならないというのは、自治体の責任にもなりますし、来るたびに直してばかりいるという話にもなりません。基準としてこういったことになっていますから、ここをすぐに変えるとか、そういう話にはならないと思います。

今後、いろいろな形で、道路の整備を含めて、国や北海道に要請していくことがあろうかと思えます。そういったときにも、私からしっかり意見、要望を含めながら、行っていく必要があるのかなと思っている次第です。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 こういった排水は非常に住民生活と直結するところでもありますから、今後、しっかり検討して、ぜひその辺りの性能と言いますか、能力も上げつつ、災害に備えていただきたいと思えます。

次に、3点目の質問に移りたいと思いますが、線状降水帯や土砂災害警戒情報が発生した場合の防災無線の運用基準や、開設する避難所の指定基準はどのようになっていますか。お伺いたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 豊頃町地域防災計画において、防災行政無線は避難指示の伝達手段の一つとして位置づけられておりまして、当該地域の住民等に速やかに避難指示を発令し、避難所や避難経路などの情報を提供することとしています。

気象庁の発表に基づきまして、避難指示を発令すると判断した場合には、人命を守ることを最優先に、速やかに住民への周知を行うことを基本としています。

また、避難所及び避難場所については、町内で31か所を定めています。これらは、対象地域や津波・洪水・土砂災害などの各災害のリスクに基づいて指定しているところをございまして、地域ごとの災害特性や住民の避難動線を考慮しながら、適切に配置されております。

今回のような大雨災害の場合、降水量や河川の水位、土砂災害のリスク等を総合的に判断し、予想される被害規模に応じて避難所の開設の有無や開設場所を判断するこ

とになっています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今、避難指示等が必要な警報ですとか、警戒情報が出たときは、当該地区に防災無線を通じて放送すると答弁がありましたけれども、9月当日の実際の対応について確認させていただきたいのですが、10月30日の臨時会の町長の行政報告によりますと、土砂災害警戒情報が発令されたのが午前3時10分と伺っております。

土砂災害警戒情報について豊頃町のハザードマップを見ますと、主な対象地域が茂岩の市街区になるかと思えますけれども、茂岩地区に対して防災無線を通じた土砂災害警戒情報についての情報等の発令状況はどうだったのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私から当時の状況を報告させていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、午前3時10分に土砂災害警戒情報が気象庁から発表されております。ただ、この時点で本町はいろいろ総合判断しまして、当日、避難指示等を出していません。

もし避難指示を町として発令する際には、防災無線を使って周知等を行っていたと思いますが、その当時は防災無線を使用していません。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 また先ほどの行政報告の町長の発言に戻るのですが、自主避難に対応するため、える夢館に避難所を開設いたしましたというような報告がありましたけれども、こちらはどのタイミングで開設されていたのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

午前3時10分時に土砂災害警報が発令されまして、その時点で避難指示は出しておりませんが、土砂災害警戒情報が出ておりましたので、不安に思う方もいらっしゃるのではないかとということで、同時刻にえる夢館に自主避難用の避難所を開設しています。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 豊頃町の地域防災計画を見ますと、土砂災害のおそれがあるときの指定避難所及び指定緊急避難場所一覧に、える夢館は該当していないといった記載があります。

基本的に茂岩地区の中だと、恐らく土砂災害の場合ですと、こどもプラザとよころ

ですとか、ほかには牛首別農作業管理休養施設などがあるかと思えます。

また、私は日中しか見ていないので、当時の状況がどうだったかが分からないのですけれども、その昼に通ると、ちょうど役場の山上のほうから土砂が流れていて、道路を伝え降りて、役場のT字路まで流れたような跡もあって、当時、泥かき等は終わっていたとは思いますが、こういったところも踏まえると、土砂災害のおそれがある場合に、える夢館を避難所として開放することには、正直、疑問が残ります。

こういった当時の状況等も踏まえて、える夢館を避難場所として開設するに至った理由について教えていただけますでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 先ほど申し上げたとおり、当時は避難指示を出していなかったというところです。

もし避難指示を出した場合については、議員のおっしゃるとおり、える夢館は土砂災害の避難場所になっていませんので、ほかの施設に避難を促すような判断になるかと思えます。

先ほど申し上げたとおり、今回については避難指示ではなく、える夢館を開設した理由については、不安に思う方への対応ということで、念のために開けさせていただきました。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 あくまでも自主避難なのでということではありますけれども、自主避難をする場合でも、徒歩の方もいるかもしれませんが、恐らく基本的には皆さん車で行かれるのかなと思いますけれども、当時の道路の状況ですね。

例えばピーク時ですと、単純にもう雨がすごく流れてくるような状況ですし、雨がやんだ後も土砂災害警戒情報がまだ出ている状況ですと、こういったところに自主避難でそこを使ってくださいよと言っても、なかなか、あくまで基本的には自己責任という考え方だと思いますが、何かあったときの対応については、非常に難しいのではないかなと思います。

今回、1時間で急激な降雨があつて、その土砂災害警戒情報についても1時間というような短い発令時間ではありましたけれども、今後、こういうような場合が起きたときも、避難指示を出さない場合にえる夢館を自主避難の先として使っていくというようにお考えはあるのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど来、総務課長の言っているとおりのことでありますけれども、今回は想定されないほどの雨が降っているというところでありました。

私も夜中に連絡が来て、役場に向かうときには、既に私の家がある末広のほうから道道に出ようと思っても、もう水がいっぱい通れないという、末広近隣センターの辺を含めてなっていました。

また、道路を変えて栄町のほうから出ようと、牛首別線のほうから出ようと思っても、そちらも途中から冠水が結構あったのを無理やり出ていったような状況であります。

そういった形で役場まで来たわけでありますので、議員のおっしゃる、避難所をどこにしろ、あそこにしろという話になっても、簡単ではないのかなというのが現状です。

ですから、当時でいけば、やはり牛首別の会館辺りが一番安全だったのかなというところもありますし、その状況によって、開設する避難場所につきましても、避難所の対応についても、しっかりと考えながら進めていかなければならないことが非常に多かったのかなと思っています。

最終的には、北海道開発局池田河川事務所で下牛首別排水機場を動かして排水していただき、明るくなってきた段階で水は大分引いていましたけれども、そこから先、明るくなってから全容が見えておりますので、それぞれの対策・対応というのが、今回、非常に雨を含めて勉強になったところです。

そこは議員のおっしゃるとおり、このケース、今回、教訓になっていきますから、一つだけではなく、いろいろなところで開設するという中で考えていかなければならないことなのかなと思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 線状降水帯の記録的な短時間降雨というのは、我が町でも初めてのことでですので、こういったところを教訓に、地域防災計画の見直しですとか、今後の改善をお願いしたいと思っております。

先ほど町長の答弁の中で、末広の道道も冠水があって、なかなか通るのが難しかったというようなお話もありますけれども、ハザードマップを見ると、茂岩市街を抜けて、信号からこどもプラザとよころの前の辺り、ここも土砂災害警戒区域に入っている箇所があるかと思えます。

その当時の状況だと、冠水していて通れるような状況ではなかったというお話も伺いましたが、こういったところで実際に地滑りが発生し、土砂が流入していたのかなと思えます。

ただ、町として治山対策をしっかりやっていたこともあって、想定よりは被害が少なかったのかなと見るところではありますけれども、今回、実際に林地の地滑りが発

生して、その後、道路がすぐ通れる状況だったかどうかというのは、私は確認できていないのですけれども、今後もこういう線状降水帯が起きた場合、また地滑り等が起こる可能性もあると思うのですが、こういったところの対応ですね。

例えば土砂災害警戒情報が発生された場合に、町としてすぐ通行止め等の対応を行う、こういったことは北海道や警察との連携等も必要になるかと思えますけれども、迂回路対応等も含めて、今後、どのように対応していくのでしょうか、伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今回も、こどもプラザの前は道道ですから、道路管理者の対応ということになりまして、しばらく通行が難しかったというようなところですね。住宅街でこうなっているという話を帯広建設管理部に連絡しながら、道路管理者である帯広建設管理部に除去等のお願いをしていっているというところでもあります。

今回も国の機関の帯広開発建設部、また、北海道建設管理部、十勝総合振興局の防災担当、そのほか、様々、自衛隊もそうです、いろいろなところから私に連絡が入っておりますし、情報をきちんと伝えるような形は出来ておりますので、そういった意味で、何かあれば迅速な対応を取ることが可能なのかなと思っています。

人的被害がなかったというのは本当に幸いなことで、こういった災害が起きると、結果、いい教訓になるので、必ず次に生かしていかなければならないというところですね。

先ほど来、いろいろありますけれども、最終的には行政ができるところ、いろいろなところと情報を通じても、なかなか大変なことが出てくると思います。

そういった意味では、地域で自主防災組織、今、出来ているところもありますし、これからつくっていただくところもありますから、そういった自分たちの組織でしっかりと対策・対応できるような、避難する場所もそうです、そういった意識を持ってもらうような形を取り進めていかなければならないのかなと思っています。

よろしく願いいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 しっかりした連携体制を取っているということでしたので、本当に今年に関しては、我が町において、いろいろな災害における教訓が多かったかなと思いますので、今後の対応のためにも、しっかりと見直して、計画や方針の策定に対して反映させてほしいと思います。

最後に4点目ですけれども、被害状況収集の現状と収集の迅速化に向けた仕組み（町公式LINEやその他システムを活用した位置情報・写真の収集）の導入についてお伺いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 災害対策本部が設置された場合、豊頃町地域防災計画に基づきまして、本部組織下の施設部、これは施設課が主になると思います、それと産業部、これは産業課になるのかなと思いますけれども、担当の職員が現地調査を行った上で、復旧対応に当たることになっています。

また、町民からの役場への連絡対応というところでは、情報部、これは住民課の広報ですとか、そういったところになります、担当職員が災害の情報収集、取りまとめ、そして、本部への報告を行いまして、その後、現場担当職員への情報伝達を行うというルートになっています。

今年度、大雨や津波災害が発生していますけれども、職員間の情報共有の円滑化が課題であるということが、職員の聞き取りでも上がっておりました。

本町としましては、まず、ここから課題を解決することが、今後、迅速に対応できる一つの手段だと思っていますので、ここの検討をしっかりと進めてまいりたいと思っています。

また、役場等に寄せられる町民からの情報ですが、被害状況を正確に収集できる手段が必要であるという認識はしています。このためには、効率的に情報を整理し、住民への通知や対応に反映できる仕組みが必要であると考えております。

しかしながら、災害発生時には情報が短時間で殺到してしまいますから、情報過多になるリスクもあるかなと思っています。

情報収集、整理、伝達の際には重要度や優先度を明確にして、現場での混乱を最小限に抑える工夫が求められるところです。この点も考慮しながら、適切な体制について検討してまいりたいと思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 情報伝達の円滑化が課題であるとか、災害発生時に町民から情報を得る場合に、どうしても短時間でいろいろな情報が多く来るのではないかというお話がありましたけれども、恐らく町民から役場に電話が行くとか、人によっては、それぞれ役場職員の連絡先を個人的に知っていて、連絡するというような方もいるとは思いますが、こういった災害発生時に町民からの報告等も対応していて、結局、その役場の中で基本的には災害時に見回りとかをしている方は電話連絡ですとか、メールなりLINE等のSNSを使用しているのかなと思いますけれども、今の情報の伝達、連絡体制については、どのような形で行っているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 情報の伝達というのは、基本的に各担当者が携帯電話を持っていますから、現場へ出向いたときに、こうなっている、ああなっている、また、場合によって

は写真や動画を送ってもらいながら、対策本部でそれを見ながら、対応させていただいています。

今回の大雨災害のときもそうですけれども、時間が午前2時、3時でしたから、当然、議員の皆さんからは1件も電話は来ていません。朝、明るくなってから来ていた方もいらっしゃるのでしょうかけれども。また、農家だとか市街地の住民の方々に関しても、夜中に電話が来ることはほとんどなかったです。どちらかと言えば、関係機関や報道の電話が鳴って大変だったというようなことはありますけれども。

中には明るくなってから自分の畑の写真を撮って、こういうことになっているのだけれども、どうしたらいいんだという話を担当課に頂いているところもございます。

それがいいとか悪いという話ではなくて、いろいろな現場に回っていますけれども、細かく先々まで全部回るわけにはいきませんから、そういった意味では、それぞれの方にお電話を頂くとか、画像を送ってもらうというのは、まさに今の時代だからこそできることなのかなと思っていますので、その辺は頂いた方にしっかりと適切な対応を取るようにしています。

また、その後の被災の状況等、いろいろな関係機関にお伝えするときにも有用な情報だと思っていますから、そういったところは大切にしていきたいと思っておりますし、そういったことをしっかり原課の担当者がいろいろな方とコミュニケーションを取りながら、もらえるような状況になっているのがいいのかなと思っております。

ただ、どうしても個人の携帯に入ってくるものですから、個人情報の問題とか、そのよしあしは、ちょっと考えなければならないのかなと思っていますけれども、情報の伝達、拾い上げは、そのような形で進められているという現状であります。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今の答弁を聞いていますと、町民からの情報をいかに対応するか、集約するかというところなのかなと思っています。

町長の答弁にもありましたが、もらったものを全てすぐ見に行くというのは難しいことであって、ただ、情報がある程度入ってくる中で、どういうところを優先に見に行ったらいいのかといった計画立てはできるのかなと思っています。

役場の職員の皆さんも本当に少数精鋭という形でありますので、こういった災害の見回りとかも大変なのかなと思っていますが、こういったところで、電話等ですと、どうしても時間が取られてしまうので、町民からの情報提供というところで、今回はLINEについてちょっとお話をさせていただきたいなと思っております。

例えば国交省では昨年3月29日から、この対象は基本的に私道を除いた道路になりますけれども、国道、道道、町道など、全国の道路を対象に、これまで電話だけ

だった道路緊急ダイヤルが、LINEでも通報できるようになりました。

こういったところで、例えば町道でそういった箇所があった場合は、町に連絡が来るといような運用方法の記載を拝見しましたけれども、町内において、こういったサービスで町に連絡や報告があった例はあるのでしょうか。伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今、国でもLINEを使って検索や情報収集できるという話を議員から聞いて、そういうふうになっているのかと私も感心したところでありましてけれども、今のところ、町でそういった対応等はできていない、そういった情報を持っていないというところですよ。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 こういうサービスは道路に関するもののみですので、例えば町内の場合ですと、今回、被害もありましたが、農地の被害や林地被害等について、現地の情報と写真が町民から送られてくるサービスがあれば、より町内の災害状況の把握ですとか、災害対応の効率化にもつながるかなと思います。

豊頃町の公式LINEについても、令和4年9月から運用を開始して3年弱がたちますけれども、多くの町民に利用されていると思いますので、今後の利便性をより高めるために、今、コロナ情報とかは少し優先度が下がってきているのかなと思いますので、メニュー改良等も検討する中で、こういった通報システム、十勝のほかの市町村で導入しているところもありますけれども、そちらについても、今後、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点について、町長はどうお考えでしょうか。伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今後、庁舎内のICT、DX化を進めていく中で、町民に対しての利便性を確保する観点から、今、議員から質問のあった点、しっかりと前向きに検討させていただきながら、考えていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 最後に全体を通して再質問させていただきたいのですが、土砂災害のハザードマップ等が令和4年に策定されまして、令和5年9月の定例会でも、土砂災害やハザードマップ等に関して、同僚議員からも質問がありましたけれども、その中の課長の答弁で、今後の災害状況を見据えて、当然、見直しはどんどんしていかなければいけないというお話がありました。

今回、線状降水帯が我が町で初めてあったわけですが、現在のハザードマップ、今後、エリアの見直しや算定の見直し等については、どのように考えているの

か、お伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 令和4年に策定したときに、そういったお話もさせていただいた経緯があるという話ですけれども、やはり、そのたびにケースが出てきて、想定されていないところは、しっかりと見直していかなければならないという、それはそのとおりだと思います。

今回の土砂災害警戒区域の話もそうですし、津波ですとか、地震ですとか、いろいろな中で、今の地域防災計画を含めて、しっかりと再度検証しながら、直せるところは直す、付け足すところは付け足す、きちんとやっていかなければ駄目だというところは、私もしっかりと分かっておりますので、担当課に指示しながら、また皆さんにお示しをさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 以上で、私の一般質問を終わります。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 発議第5号

●中村議長 お昼の時間になりましたが、会議を進めます。

日程第6 発議第5号 豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番、藤田博規議員。

●藤田議員 発議第5号。

提出者、豊頃町議会議員、藤田博規。

賛成者、豊頃町議会議員、大谷友則、同上、岩井明、同上、後藤孝夫。

豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり豊頃町議会のあり方調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。

豊頃町議会のあり方調査特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第109条第1項及び豊頃町議会委員会条例第5条。

3、目的。

議員定数及び報酬等について調査。

4、設置年月日。

令和7年12月15日。

5、委員の定数。

議長を除く8人。

6、調査期間。

調査終了まで（休会中及び閉会中においても継続して調査を行うことができるものとする）。

7、その他。

その他必要な事項は、本特別委員会において協議し、決定する。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

藤田議員ほか3人から提出されました、豊頃町議会のあり方調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、豊頃町議会のあり方調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お配りした名簿のとおり、坂口尚示議員、大谷友則議員、大崎英樹議員、藤田博規議員、杉野好行議員、岩井明議員、後藤孝夫議員、小笠原玄記議員、以上のとおり指名します。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、豊頃町議会のあり方調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において、豊頃町議会のあり方調査特別委員会を招集します。直ちに委員会室に参集願います。

これをもって、通知済みといたします。

午後0時09分 休憩

午後0時18分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 諸般の報告

●中村議長 諸般の報告を行います。

休憩中に開催した豊頃町議会のあり方調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に坂口尚示議員、副委員長に藤田博規議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●中村議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和7年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後0時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員